

いわき市における保育所整備のあり方について(答申)

平成 16 年 10 月 29 日

いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

目次

はじめに	P 1
1 保育所の適正配置	P 2
(1)統廃合の必要性について	
(2)統廃合の方法について	
(3)施設整備の優先順位について	
(4)施設の機能について	
2 民間活力の活用	P 3
(1)民営化の必要性について	
(2)民営化の方法と効果について	
(3)運営主体について	
(4)公立保育所の役割と方向性について	
(5)その他	
3 保育所と幼稚園の連携	P 4

はじめに

今日、少子化の進行や核家族化、近隣住民との関係の希薄化などの社会情勢の変化や、ライフスタイルの変化、職業・就労形態の多様化など、保育所を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、いわき市には42か所の公立保育所がありますが、多くの施設で老朽化が進んでいることから、保育環境の向上を図るため、これら施設の計画的な整備が必要となっています。また、「新・いわき市子育て支援計画」においても、策定懇話会からの提言に基づき、「保育所の整備」、「保育所のあり方についての検討」が取り組むべき課題として位置づけられており、さらに、いわき市幼児教育振興審議会からは、市立幼稚園の適正配置や保育所との連携等を内容とする「いわき市立幼稚園の在り方」についての答申が出されています。

一方、国においては、規制緩和に伴う「保育所設置主体制限の撤廃」や平成13年の児童福祉法の改正による「公設民営の促進」により、社会福祉法人以外の民間主体による保育所の設置や運営等が可能となり、また、地域における全ての児童の健全な育成を推進する観点から、「就学前の教育と保育を一体として捉えた一貫した総合施設」の検討など、新たな施設のあり方に取り組んでいるところであります。

今回、いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会は、「いわき市における保育所整備のあり方」について、現状分析と今後の課題について延べ4回にわたり検討を重ね、「保育所の適正配置」「民間活力の活用」「保育所と幼稚園の連携」の3つの視点から意見をまとめました。本分科会の意見は以下のとおりです。

1 保育所の適正配置

(1) 統廃合の必要性について

いわき市には 42 か所の公立保育所があり、多くの施設で老朽化が進んでいることから、保育環境の向上を図るため計画的な整備が必要と考えます。

しかし、今後、少子化がさらに進行することにより、定員割れする保育所が増加するとともに、充足率も低下し、都市部（旧市）においては、公立保育所と民間保育所など、保育所間の競合が生じることが予想されます。

過去においても、施設の老朽化に伴う公立保育所の改築にあたっては、近隣の保育所を統廃合してきたところであり、今後は、将来的な保育所の適正な配置を進めるためにも、老朽施設の整備にあたっては、公立保育所の統廃合を考慮しながら改築していく必要があると考えます。

(2) 統廃合の方法について

地区に複数の公立保育所が配置され、老朽化が著しい施設については、近隣保育所との統合を図る必要があると考えます。

また、老朽化の著しい公立保育所の近隣に、比較的新しく、かつ定員に余裕のある保育所が設置されている場合は、両施設の利用状況や充足率等を見極めながら、老朽施設を廃止していくことも必要であると考えます。

(3) 施設整備の優先順位について

施設整備の優先順位については、施設の老朽度のほか、耐震性、入所児童数、定員に対する充足率などを総合的に勘案して決める必要があると考えます。

(4) 施設の機能について

新たに整備する保育所については、児童の送迎に自家用車の使用が一般化されていることを踏まえ、交通の便や駐停車スペースの確保を考慮する必要があります。

また、乳児保育や一時保育、延長保育などの多様な保育サービスを提供できる施設として整備するとともに、すべての子育て家庭を対象とした「地域の子育て支援の拠点施設」としての機能を備えた施設として整備すべきと考えます。

2 民間活力の活用

(1) 民営化の必要性について

多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するなど、利用者の利便性に配慮した保育所運営がますます求められています。また、今後、保育サービスのさらなる充実や老朽施設の整備等を図るため、保育所の運営や整備に係る経費はさらに増大することが予想されることから、保育環境を損ねることなく、効率的な運営に努めることが求められています。

現在、様々な行政分野で業務の民間委託や民営化が検討・実施されており、保育所についても設置主体制限の撤廃等により、他市においては、多様な保育ニーズに柔軟に対応できる社会福祉法人等の民間への移管が実施されていることなどを踏まえ、いわき市においても保育需要が高く、安定的な運営が期待できる都市部（旧市）においては、公立保育所の民営化を視野に入れて整備していく必要があると考えます。

(2) 民営化の方法と効果について

民営化には、運営主体のみを民間へ委ねる「公設民営」と設置主体、運営主体ともに民間へ移行する「民間移管」がありますが、民間移管による方法によれば、運営主体が自主性をもち、多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応できるなど、弾力的な保育所運営が可能になると考えます。

また、民間移管の場合、原則として施設の維持補修は移管後の運営主体が行うこととなり、民間団体の助成金等の活用も可能となることから、コスト面での効果が期待できると考えます。

(3) 運営主体について

公立保育所を民営化する場合の運営主体については、利用者の視点に立ったより良い保育の実施が不可欠であることから、いわき市で保育所運営の実績のある社会福祉法人が望ましいと考えます。

(4) 公立保育所の役割と方向性について

公立保育所は、安定的な運営が難しい中山間部（旧町村）において、引き続き保育サービスを提供していく必要があります。

また、保育所運営のモデルとなり得るような先駆的保育の実施など、将来の保育サービス向上のためのモデル事業を実施する必要があります。

(5) その他

現在、多くの公立保育所で障害児保育が実施されておりますが、民営化後の保育所においても、公立保育所と同等な障害児保育が実施できるような体制づくりが必要です。

3 保育所と幼稚園の連携

保育所と幼稚園の連携については、いわき市幼児教育振興審議会からの答申「いわき市立幼稚園の在り方について」(平成16年2月10日)の中でも示されていますが、少子化の進行による施設の効率的な運用や、核家族化や共働き世帯の増加等による多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設の設置が求められています。

現在、国においては、「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」のあり方について、社会保障審議会児童部会と中央教育審議会幼児教育部会において検討が行われており、去る8月25日、二つの部会による合同検討会議は、対象児童を0歳からとすることや、親の就労状況を問わないことなどを内容とする中間まとめを公表したところであります。

いわき市における「総合施設」のあり方については、都市部と中山間部の地域性を踏まえながら、保育所と幼稚園の機能を併せ持ち、また、就労形態に合わせて預けられるなど、より柔軟で利用しやすい施設として検討していく必要があります。しかしながら、国の「総合施設」のあり方が決まっていない現時点では、いわき市独自の検討が不十分であることから、今後、国の動向を見極めながら、施設の整備を考える必要があります。

また、少子化の進展等に伴い、保育所や幼稚園の充足率が低下し、適正規模の集団保育が困難であると認められる場合においては、現在、特区において実施されている「幼稚園児及び保育所児等の合同活動」や「幼稚園と保育所の保育室の共用」などの連携についても併せて検討していく必要があると考えます。